

令和7年度

香春町水道事業 水質検査計画書

香春町住宅水道課

電話 (0947) 32-8404

# 令和7年度 香春町水道事業 水質検査計画

## 1. 基本方針

香春町では、供給する水道水の安全性を的確、迅速に確認することを基本とした水質検査計画書を策定し、需要者の皆様に毎事業年度開始前に公表し、町民の皆様のご指摘を考慮して信頼される水道水を供給してまいります。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（平成15年厚生労働省告示第261号）等によって行います。なお、その他項目の検査は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

## 2. 水道事業の概要

香春町水道事業の給水状況（令和6年3月31日現在）

- (1) 給水人口 9,079 人
- (2) 普及率 93.5 %
- (3) 給水世帯数 4,126 世帯
- (4) 計画一日最大給水量 3,760 m<sup>3</sup>
- (5) 一日最大給水量 3,198 m<sup>3</sup>
- (6) 一日平均給水量 2,834 m<sup>3</sup>
- (7) 浄水場・施設の名称及び水源（図-1）

香春町水道事業の概要

浄水場名	水源名	水源種類	認可(契約)水量 (m <sup>3</sup> /日)	浄水処理方法	R05年度一日平均浄水量 (m <sup>3</sup> /日)
浦松浄水場	第1水源 (柿下斜坑)	湧水	1,150	緩速ろ過 後塩素処理	2,185
	柿下水源 (御祓川)	伏流水	430		
	第2水源 (高野)	浅井戸	1,180		
金辺配水池	北九州市	浄水受水	1,000	消毒のみ	649

### 3. 香春町水道事業の水質状況及び留意点

香春町水道事業では、浦松浄水場で湧水、伏流水、浅井戸を原水として緩速ろ過方式で浄水処理を行って水道水を供給していますが、湧水と伏流水については水質汚染に関する調査を年2回行い、浄水処理等の工程管理の参考とし安全でおいしい水を提供できるよう留意しています。

金辺配水池系の採銅所地区と宮原配水池を經由した鏡山地区は、浄水を北九州市より受水し給水を行っています。

### 4. 検査地点 (図-2)

#### (1) 浄水

水道法に基づき浦松浄水場系、金辺配水池系の各配水池系統等の3箇所の給水栓で採水地点を設け毎日検査を行います。

水質検査計画に基づき毎月の定期水質検査は、浦松浄水場系では、柿下立石団地地区の給水栓で検査を行います。金辺配水池系では、宮原配水池を經由した鏡山地区の給水栓で検査を行います。

#### (2) 原水

各浄水場の水源(3箇所)と予備水源である宮原水源の検査を行います。

## 5. 水質検査項目と検査頻度

(法令等に変更があったときは、最新の改定内容にて実施します。)

### 浄水について

厚生労働省令第101号(平成15年)、第142号(平成15年)及び第135号(平成19年)、第174号(平成20年)、第18号(平成22年)、第11号(平成23年)、第15号(平成26年)、第29号(平成27年)、第38号(令和2年)に定める基準項目並びに、水道法関連法令等に定める内容に従い設定しました。

### 浦松浄水場 浦松配水池系 柿下立石団地地区

- \* 浦松浄水場 浦松配水池系から距離が最も遠く、配水管の末端である柿下立石団地地区の給水栓を代表して、水質が悪化すると考えられる7月に浄水全51項目の検査を行い、その他の月は省略不可9項目について毎月検査を行います。
- \* 消毒剤消毒副生成物12項目については、4月、7月、8月、10月、1月の年5回検査を行います。
- \* 過去3年間の検査結果で、水道法施行規則第15条第1項三ハに示されている28項目のうち、蒸発残留物・カルシウム、マグネシウム等(硬度)が基準値の1/5を上回っていたため、年4回検査を行います。
- \* 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、春季から秋季にかけて藻類の繁殖に伴い臭気物質の混入の可能性があるため、6月から9月年4回検査を行います。
- \* より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設定項目中のおいしい水等の10項目については、水質が最も悪化していると考えられる7月に検査を行います。
- \* 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌を7月に年1回検査を行い、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用しています。
- \* 水質管理目標設定項目のPFOS及びPFOAについては、年1回検査を行い、水質の監視及び水質動向を把握します。

- \* 放射性物質のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 について、6 月に年 1 回検査を行います。

#### 浦松浄水場 浦松配水池系 五徳地区・殿町地区

- \* 浦松浄水場 浦松配水池系の五徳地区は直圧で、殿町地区については高置水槽経由で給水しており、各給水区域別に省略不可 9 項目を 4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回検査を行います。
- \* 消毒剤消毒副生成物 12 項目については、五徳地区で気温の上昇する 7 月に年 1 回検査を行います。

#### 金辺配水池系より宮原配水池を経由の鏡山地区（北九州市浄水受水）

- \* 金辺配水池系より宮原配水池を経由して距離が最も遠く配水地区の末端である鏡山地区で、浄水全 51 項目の検査を 7 月に年 1 回行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
- \* 消毒剤消毒副生成物 12 項目については、4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回検査を行います。
- \* 過去の検査結果で、水道法施行規則第 15 条第 1 項三―ハに示されている 28 項目のうち、蒸発残留物・アルミニウム及びその化合物が基準値の 1/5 を上回っていたため年 4 回検査を行います。
- \* 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、夏季に藻類の繁殖に伴い臭気物質の混入の可能性があるため、7 月と 8 月の年 2 回検査を行います。
- \* 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌を 7 月に年 1 回検査行い、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用しています。
- \* 放射性物質のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 について、6 月に年 1 回検査を行います。

#### 金辺配水池系 採銅所地区（北九州市浄水受水）

- \* 金辺配水池系の採銅所地区については、宮原配水池とは別の系統で給水しているため、省略不可9項目について4月、7月、10月、1月の年4回検査を行います。

#### 原水について

厚生労働省令第101号（平成15年）、第142号（平成15年）及び第135号（平成19年）、第174号（平成20年）、第18号（平成22年）、第11号（平成23年）、第15号（平成26年）、第29号（平成27年）、第38号（令和2年）に定める基準項目、水道法関連法令等並びに「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に定める内容に従い設定しました。

#### 浦松浄水場 第1水源 湧水

- \* 原水全40項目を、水質が悪化すると思われる5月に検査を行います。
- \* 水質汚染に関する状況を把握し浄水処理に活用するため、生物化学的酸素要求量（BOD）、全窒素（T-N）、全りん（T-P）を、5月と12月の年2回検査を行います。
- \* クリプトスポリジウム等対策指針での、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断について、地表水以外の湧水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設であるためリスクレベル3の施設としています。
- \* クリプトスポリジウム等の汚染リスクに関するデータの集積のため指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌について8月、2月に検査を行い、クリプトスポリジウム等の検査を6月に検査を行います。

#### 浦松浄水場 柿下水源 御祓川伏流水

- \* 原水全 40 項目を水質が悪化すると思われる 5 月に検査を行います。
- \* 水質汚染に関する状況を把握し浄水処理に活用するため、生物化学的酸素要求量 (BOD)、全窒素 (T-N)、全りん (T-P) を、5 月と 12 月の、年 2 回検査を行います。
- \* クリプトスポリジウム等対策指針での、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断について、地表水以外の伏流水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設であるためリスクレベル 3 の施設としています。
- \* クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌について 8 月、2 月に検査を行い、クリプトスポリジウム等の検査を 6 月に検査を行い、汚染リスクに関するデータの集積に努めます。

#### 浦松浄水場 第 2 水源 高野浅井戸

- \* 原水全 40 項目を、降雨が少ない 12 月に検査を行います。
- \* クリプトスポリジウム等対策指針での、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断について、地表水以外の浅井戸を水道の原水とし、指標菌が検出されたことがある施設であるため、リスクレベル 3 の施設としています。
- \* クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌について 8 月、2 月に検査を行い、クリプトスポリジウム等の検査を 1 月に検査を行い、汚染リスクに関するデータの集積に努めます。

#### 宮原水源 浅井戸

- \* 宮原水源は予備水源で通常は使用していませんが、渇水等で水不足の場合いつでも使用できるように、5 月に原水全 40 項目の水質検査を行い渇水時に対応できるようにしています。

## 金辺配水池 宮原配水池 北九州市浄水

\* 北九州市上下水道局より下記の検査結果の提供を受けます。

(北九州市上下水道局 井手浦浄水場 浄水全項目試験)

- 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づくリスクレベルは、〔表－3〕にまとめています。
- クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの有無について判断するための指標菌及びクリプトスポリジウム等の過去の検査結果を、〔表－4〕にまとめています。

## 6. 臨時の水質検査および水質異常時の対応について

水質異常時の対応について〔別紙－1〕に、基づき対応します。

臨時の水質検査は水道法施行規則第 15 条 2 に基づき次の場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要と認められるとき

## 7. 水質検査方法

定期及び臨時検査については、高い精度と信頼性を確保するため、水道G L P\*の認定を取得している国土交通大臣及び環境大臣の登録水質検査機関に委託しています。

毎日の色、濁り、消毒の残留効果の検査は香春町で行っています。

※ 水道G L Pとは「水道水質検査優良試験所規範」の略で、検査や試験が正確かつ適正に行われていることを第三者機関が客観的に評価し認定する制度です。

## 8. 水質検査計画、検査結果の公表方法

水質検査計画及び検査結果については、香春町のホームページ及び住宅水道課窓口で閲覧出来るようにしています。

## 9. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

- 水質検査結果の評価に関する事項

毎事業年度水質検査計画を作成する際に、前年度の水質検査結果の評価を行い水道検査計画に反映します。

- 水質検査計画の見直しに関する事項

今回提出の水質検査計画を作成に当たっては、過去3年間の水質状況を考慮し計画を作成しました。

また、異常値が認められたときは、直ちに確認検査を行うなど所要の措置を講じます。

- 関係者と連帯に関する事項

水道水源汚染の監視のため、「田川地区水道事業者連絡協議会」「遠賀川水系連絡協議会」等関係機関および登録水質検査機関と常に連絡を図り、汚染の早期発見に努めるとともに、事故が発生したときは直ちに適切な対策を講じます。

- 健康診断に関する事項

水道法第21条第1項の規定により、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者について、検便（赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象）を、水道法施行規則第16条に基づきおおむね6ヶ月ごとに1回、実施しています。

## 10. 法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

### ・ 委託の範囲

#### ① 具体的な検査項目、頻度

令和 7 年度 水質検査予定表 [表-1]

令和 7 年度 水質検査頻度表 [表 2-1~3]

検査項目の内容は、[表-5] [表-6] の項目表で御確認ください。

#### ② 試料の採取及び運搬方法

検査予定表に従い、香春町で採水を行い検査機関に受け渡しを行っています。

特に、一般細菌・大腸菌・pH値・味・臭気・色度及び濁度の項目については、試料を採水後、検査機関による試験開始までの時間は、告示法に従い 12 時間以内で実施されるようにしています。

採取及び運搬方法の詳細については、「定期（臨時）水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

#### ③ 臨時検査の取扱い

水質異常時の対応 [別紙-1] に従い、臨時及び緊急の水質検査依頼があった場合、その都度検査機関と協議の上検査項目等を確認し、速やかな対応に努めています。尚、詳細については、「定期（臨時）水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

### ・ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査機関には、検査結果の根拠となる資料（分析チャート等）をいつでも閲覧できる状況にし、分析が的確に実施されているか否かを確認するために「日常業務確認調査」の立ち入りを求めることが出来るようにしています。

また、水質検査の信頼確保のため水質検査機関には、外部及び内部精度管理の実施を義務付けています。

## 水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとします。

1. 基準省令の 1. 一般細菌 2. 大腸菌 3. カドミウム及びその化合物 4. 水銀及びその化合物 5. セレン及びその化合物 6. 鉛及びその化合物 7. ヒ素及びその化合物 8. 六価クロム化合物 9. 亜硝酸態窒素 10. シアン化物イオン及び塩化シアン 11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 12. フッ素及びその化合物 13. ホウ素及びその化合物 14. 四塩化炭素 15. 1,4-ジオキサン 16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 17. ジクロロメタン 18. テトラクロロエチレン 19. トリクロロエチレン 20. ベンゼン 21. 塩素酸 22. クロロ酢酸 23. クロロホルム 24. ジクロロ酢酸 25. ジブロモクロロメタン 26. 臭素酸 27. 総トリハロメタン 28. トリクロロ酢酸 29. ブロモジクロロメタン 30. ブロモホルム 31. ホルムアルデヒド の 31 項目についての事項

### (1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。具体的には次のような場合が考えられます。

- イ. 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ロ. 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ハ. 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき
- ニ. 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止する。

- イ. 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ロ. 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
- ハ. 魚が死んで多数浮上した場合

## (2) 関係者への周知

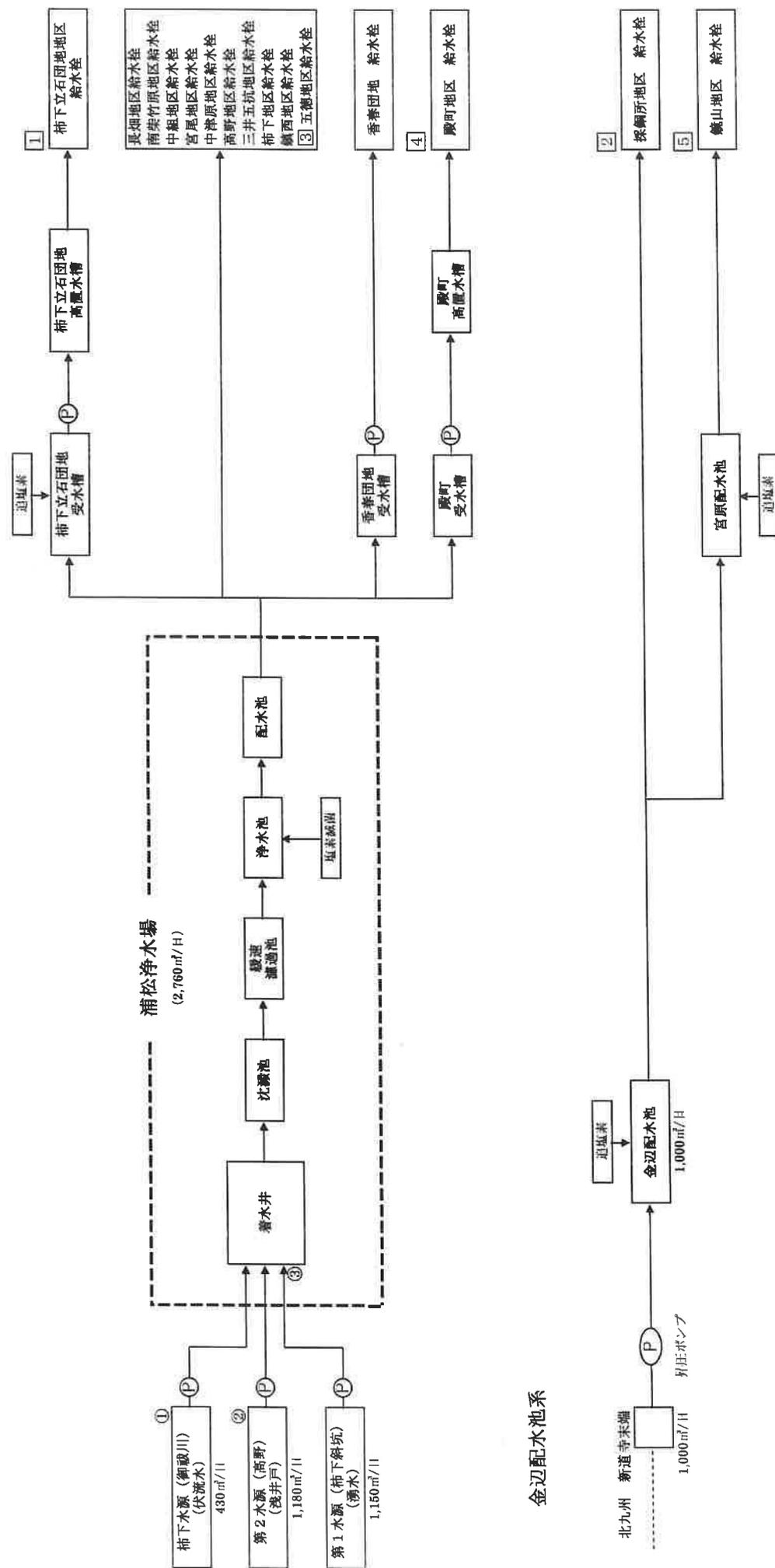
水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、防災無線や広報車、公式ホームページ、報道機関を通じて緊急事態にふさわしい方法で対応します。

2. 基準省令の 32. 亜鉛及びその化合物 33. アルミニウム及びその化合物 34. 鉄及びその化合物 35. 銅及びその化合物 36. ナトリウム及びその化合物 37. マンガン及びその化合物 38. 塩化物イオン 39. カルシウム、マグネシウム等（硬度） 40. 蒸発残留物 41. 陰イオン界面活性剤 42. ジェオスミン 43. 2-メチルイソボルネオール 44. 非イオン界面活性剤 45. フェノール類 46. 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47. pH値 48. 味 49. 臭気 50. 色度 51. 濁度 の20項目についての事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保するよう対応します。

市町村名 香春町 住宅水道課

図-1



原水採水場所……①, ②, ③  
 浄水採水場所……① ② ③ ④ ⑤

凡例

- 行政区域
- 給水区域
- 導水管
- 送水管
- 主要配水管



### 全体平面図

図一 2

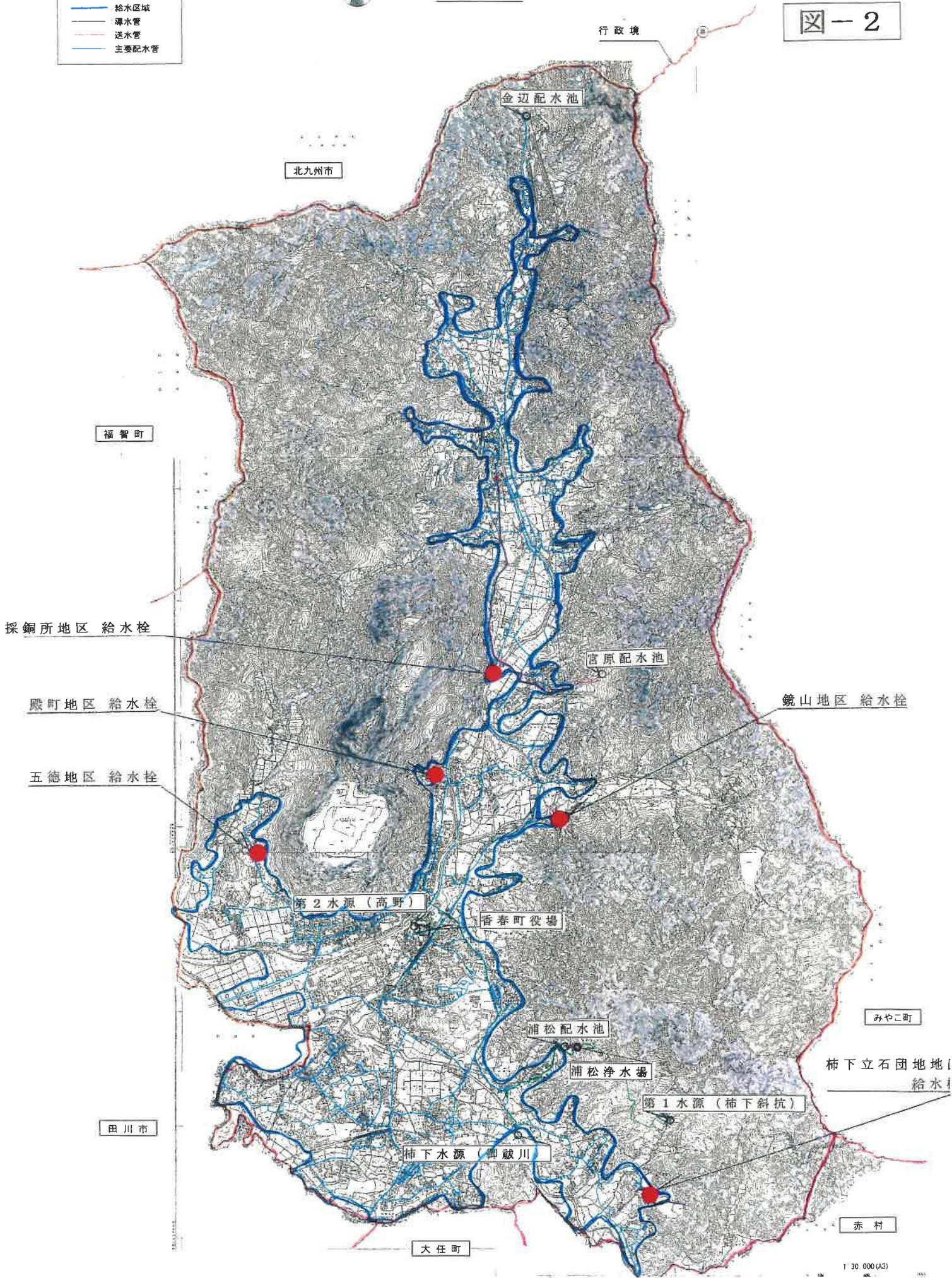


表-1

## 令和7年度 水質検査予定表

検査箇所名		検査月	4月	5月	6月	7月
原水	第1水源 (柿下斜坑) (湧水)			原水全40項目大(MPN) BOD・TN・TP	クリプトスポリジウム	
	第2水源 (高野) (浅井戸)					
	柿下水源 (御蔵川) (伏流水)			原水全40項目大(MPN) BOD・TN・TP	クリプトスポリジウム	
	宮原水源 (浅井戸)			原水全40項目大(MPN)		
浄水	浦松配水池系 柿下立石団地地区 給水栓		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物	省略不可9項目	省略不可9項目 2-MIB・ジオキソシン 放射性物質 ( <sup>134</sup> Cs・ <sup>137</sup> Cs・ <sup>131</sup> I)	浄水全51項目 おい・しい水等の目標10項目 従属栄養細菌
	浦松配水池系 五徳地区 給水栓		省略不可9項目			省略不可9項目 消毒副生成物12項目
	浦松配水池系 殿町地区 給水栓		省略不可9項目			省略不可9項目
	宮原配水池系 鏡山地区 給水栓		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目 放射性物質 ( <sup>134</sup> Cs・ <sup>137</sup> Cs・ <sup>131</sup> I)	浄水全51項目 従属栄養細菌
	金辺配水池系 採銅所地区 給水栓		省略不可9項目			省略不可9項目

検査箇所名		検査月	8月	9月	10月	11月
原水	第1水源 (柿下斜坑) (湧水)		大腸菌・嫌気性芽胞菌			
	第2水源 (高野) (浅井戸)		大腸菌・嫌気性芽胞菌			
	柿下水源 (御蔵川) (伏流水)		大腸菌・嫌気性芽胞菌			
	宮原水源 (浅井戸)					
浄水	浦松配水池系 柿下立石団地地区 給水栓		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 2-MIB・ジオキソシン	省略不可9項目 2-MIB・ジオキソシン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物	省略不可9項目 PFOS及びPFOA
	浦松配水池系 五徳地区 給水栓				省略不可9項目	
	浦松配水池系 殿町地区 給水栓				省略不可9項目	
	宮原配水池系 鏡山地区 給水栓		省略不可9項目 2-MIB・ジオキソシン	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム	省略不可9項目
	金辺配水池系 採銅所地区 給水栓				省略不可9項目	

検査箇所名		検査月	12月	1月	2月	3月
原水	第1水源 (柿下斜坑) (湧水)		BOD・TN・TP		大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	第2水源 (高野) (浅井戸)		原水全40項目大(MPN)	クリプトスポリジウム	大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	柿下水源 (御蔵川) (伏流水)		BOD・TN・TP		大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	宮原水源 (浅井戸)					
浄水	浦松配水池系 柿下立石団地地区 給水栓		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物	省略不可9項目	省略不可9項目
	浦松配水池系 五徳地区 給水栓			省略不可9項目		
	浦松配水池系 殿町地区 給水栓			省略不可9項目		
	宮原配水池系 鏡山地区 給水栓		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目
	金辺配水池系 採銅所地区 給水栓			省略不可9項目		

表 2 - 1

香春町住宅水道課

《 浄水 》

水質基準項目	基準値 (mg/L)	浄水全51項目	省略不可9項目	消毒剤・消毒副生成物 12項目	浄水施設の出口等で確認 できる21項目	過去の水質状況により 検査頻度が変わる28項目	年間検査回数				
							柿下立石団地地区 浦松配水池系 給水栓	五徳地区 浦松配水池系 給水栓	殿町地区 浦松配水池系 給水栓	鏡山地区 宮原配水池系 給水栓 (北九州市 浄水受水)	金辺配水池系 探掘所地区 給水栓 (北九州市 浄水受水)
一般細菌	100個/ml	○	○				12	4	4	12	4
大腸菌	不検出	○	○				12	4	4	12	4
塩化物イオン	200	○	○				12	4	4	12	4
有機物等 (全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○				12	4	4	12	4
pH値	5.8-8.6	○	○				12	4	4	12	4
味	異常でない	○	○				12	4	4	12	4
臭気	異常でない	○	○				12	4	4	12	4
色度	5度	○	○				12	4	4	12	4
濁度	2度	○	○				12	4	4	12	4
クロロホルム	0.06	○		○			4	1		4	
ジブロモクロロメタン	0.1	○		○			4	1		4	
ブロモジクロロメタン	0.03	○		○			4	1		4	
ブロモホルム	0.09	○		○			4	1		4	
総トリハロメタン	0.1	○		○			4	1		4	
クロロ酢酸	0.02	○		○			4	1		4	
トリクロロ酢酸	0.03	○		○			4	1		4	
ジクロロ酢酸	0.03	○		○			4	1		4	
ホルムアルデヒド	0.08	○		○			4	1		4	
臭素酸	0.01	○		○			4	1		4	
塩素酸	0.6	○		○			4	1		4	
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○		○			4	1		4	
1,4-ジオキサン	0.05	○			○	○	1			1	
四塩化炭素	0.002	○			○	○	1			1	
1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	○			○	○	1			1	
ジクロロメタン	0.02	○			○	○	1			1	
テトラクロロエチレン	0.01	○			○	○	1			1	
トリクロロエチレン	0.01	○			○	○	1			1	
ベンゼン	0.01	○			○	○	1			1	
亜硝酸態窒素	0.04	○			○	○	1			1	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			○	○	1			1	
カドミウム及びその化合物	0.003	○			○	○	1			1	
水銀及びその化合物	0.0005	○			○	○	1			1	
セレン及びその化合物	0.01	○			○	○	1			1	
ヒ素及びその化合物	0.01	○			○	○	1			1	
フッ素及びその化合物	0.8	○			○	○	1			1	
ホウ素及びその化合物	1	○			○	○	1			1	
ナトリウム及びその化合物	200	○			○	○	1			1	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			○	○	4			1	
蒸発残留物	500	○			○	○	4			4	
陰イオン界面活性剤	0.2	○			○	○	1			1	
非イオン界面活性剤	0.02	○			○	○	1			1	
フェノール類	0.005	○			○	○	1			1	
マンガン及びその化合物	0.05	○			○	○	1			1	
鉛及びその化合物	0.01	○			○	○	1			1	
六価クロム化合物	0.02	○			○	○	1			1	
亜鉛及びその化合物	1	○			○	○	1			1	
アルミニウム及びその化合物	0.2	○			○	○	1			4	
鉄及びその化合物	0.3	○			○	○	1			1	
銅及びその化合物	1	○			○	○	1			1	
ジェオスミン	0.0001	○					4			2	
2-メチルイソボルネオール	0.0001	○					4			2	

表 2 - 2

香春町住宅水道課 《 浄水 》		おいしい水等目標10項目	年 間 検 査 回 数					
			柿下立石団地地区給水栓 浦松配水池系	五徳地区給水栓 浦松配水池系	殿町地区給水栓 浦松配水池系	鏡山地区給水栓 金辺配水池系 (北九州市浄水受水)	探銅所地区給水栓 金辺配水池系 (北九州市浄水受水)	
水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)							
アンチモン及びその化合物	0.02							
ウラン及びその化合物	0.002							
ニッケル及びその化合物	0.02							
1,2-ジクロロエタン	0.004							
1,1-ジクロロエチレン	0.1							
トルエン	0.4							
1,1,1-トリクロロエタン	0.3							
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02							
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08							
亜塩素酸	0.6							
二酸化塩素	0.6		未使用のため検査対象外					
ジクロロアセトニトリル	0.01							
抱水クロラール	0.02							
農薬類								
アルミニウム及びその化合物	0.1							
残留塩素	1	○	1					
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	○	1*					
マンガン及びその化合物	0.01	○	1*					
遊離炭酸	20	○	1					
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	○	1					
臭気強度(TON)	3	○	1					
蒸発残留物	30以上200以下	○	1*					
濁度	1度	○	1*					
pH値	7.5程度	○	1*					
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づ	○	1					
従属栄養細菌	2000cfu/ml		1			1		
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005		1					

\* 水質基準項目にて検査実施

放射性物質(セシウム134・セシウム137・ヨウ素131)			1			1	
-------------------------------	--	--	---	--	--	---	--

表 2-3

香春町住宅水道課 《 原水 》 水 質 基 準 項 目	原水全40項目	省略不可9項目	年 間 検 査 回 数			
			第1水源 浦松浄水場 柿下斜坑 湧水	第2水源 浦松浄水場 浅井戸 (高野)	柿下浦松浄水場 伏流水 (御祓川)	宮原水源 (浅井戸)
一般細菌	○	○	1	1	1	1
大腸菌 (MPN法)	○	○	1*	1*	1*	1*
塩化物イオン	○	○	1	1	1	1
有機物等 (全有機炭素(TOC)の量)	○	○	1	1	1	1
pH値	○	○	1	1	1	1
味	○	○	1	1	1	1
臭気	○	○	1	1	1	1
色度	○	○	1	1	1	1
濁度	○	○	1	1	1	1
シアン化物イオン及び塩化シアン	○		1	1	1	1
1,4-ジオキサン	○		1	1	1	1
四塩化炭素	○		1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		1	1	1	1
ジクロロメタン	○		1	1	1	1
テトラクロロエチレン	○		1	1	1	1
トリクロロエチレン	○		1	1	1	1
ベンゼン	○		1	1	1	1
亜硝酸態窒素	○		1	1	1	1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		1	1	1	1
カドミウム及びその化合物	○		1	1	1	1
水銀及びその化合物	○		1	1	1	1
セレン及びその化合物	○		1	1	1	1
ヒ素及びその化合物	○		1	1	1	1
フッ素及びその化合物	○		1	1	1	1
ホウ素及びその化合物	○		1	1	1	1
ナトリウム及びその化合物	○		1	1	1	1
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	○		1	1	1	1
蒸発残留物	○		1	1	1	1
陰イオン界面活性剤	○		1	1	1	1
非イオン界面活性剤	○		1	1	1	1
フェノール類	○		1	1	1	1
マンガン及びその化合物	○		1	1	1	1
鉛及びその化合物	○		1	1	1	1
六価クロム化合物	○		1	1	1	1
亜鉛及びその化合物	○		1	1	1	1
アルミニウム及びその化合物	○		1	1	1	1
鉄及びその化合物	○		1	1	1	1
銅及びその化合物	○		1	1	1	1
ジェオスミン	○		1	1	1	1
2-メチルイソボルネオール	○		1	1	1	1

クリプトスポリジウム等			1	1	1	
大腸菌 (MPN)			1* 再掲	1* 再掲	1* 再掲	1* 再掲
大腸菌 (クリプトスポリジウム等 指標菌)			2	2	2	
嫌気性芽胞菌 (クリプトスポリジウム等 指標菌)			2	2	2	
BOD			2		2	
T-N			2		2	
T-P			2		2	

表-3

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針に基づくリスクレベル

香春町 住宅水道課

浄水場名	水源名	原水の種類	主な浄水処理方法	指標菌検出の有無	リスクレベル	備考
浦松浄水場	第1水源（柿下斜抗）	湧水	緩速ろ過	有	3	指標菌年2回 クリプト年1回
浦松浄水場	柿下水源（御祓川）	伏流水	緩速ろ過	有	3	指標菌年2回 クリプト年1回
浦松浄水場	第2水源（高野）	浅井戸	緩速ろ過	有	3	指標菌年2回 クリプト年1回
金辺配水池	北九州市浄水	浄水受水	消毒のみ	—	—	—

香春町 住宅水道課

表-4(1)

「クリプトスポリジウム等、大腸菌及び嫌気性芽胞菌」検査 結果集計表

第1水源 (柿下斜坑)

	R03年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌						10						20	
大腸菌						検出						不検出	
クリプトスポリジウム				0									
ジアルジア				0									

R04年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					34						39	
大腸菌					検出						不検出	
クリプトスポリジウム			0									
ジアルジア			0									

R05年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					20						29	
大腸菌					検出						不検出	
クリプトスポリジウム			0									
ジアルジア			0									

第2水源 (高野) (浅井戸)

	R03年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌						58						230	
大腸菌						検出						検出	
クリプトスポリジウム											0		
ジアルジア											0		



水道法水質基準51項目検査セット表

項目	セット項目			
一般細菌				省略不可9項目
大腸菌				
塩化物イオン				
有機物（全有機炭素(TOC)の量）				
pH値				
味				
臭気				
色度				
濁度				
クロロホルム	消毒剤・消毒副生成物12項目			
ジブロモクロロメタン				
ブロモジクロロメタン				
ブロモホルム				
総トリハロメタン				
クロロ酢酸				
トリクロロ酢酸				
ジクロロ酢酸				
ホルムアルデヒド				
臭素酸				
塩素酸				
シアン化物イオン及び塩化シアン		地下水を水源とする場合の 考慮すべき7項目		
1,4-ジオキサン 1)				
四塩化炭素 1)				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 1)				
ジクロロメタン 1)				
テトラクロロエチレン 1)				
トリクロロエチレン 1)				
ベンゼン 1)				
亜硝酸態窒素 1)				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 1)				
カドミウム及びその化合物 1)	その他原水の状況等を 考慮すべき15項目			
水銀及びその化合物 1)				
セレン及びその化合物 1)				
ヒ素及びその化合物 1)				
フッ素及びその化合物 1)				
ホウ素及びその化合物 1)				
ナトリウム及びその化合物 1)				
カルシウム、マグネシウム等（硬度） 1)				
蒸発残留物 1)				
陰イオン界面活性剤 1)				
非イオン界面活性剤 1)	水道用資機材・薬品からの 溶出・付加を考慮すべき6項目			
フェノール類 1)				
マンガン及びその化合物 1)				
鉛及びその化合物 1)				
六価クロム化合物 1)				
亜鉛及びその化合物 1)				
アルミニウム及びその化合物 1)				
鉄及びその化合物 1)				
銅及びその化合物 1)				
ジェオスミン		停滞水を水源とする場合の 考慮すべき2項目		
2-メチルイソボルネオール				

1) 厚生労働省令第百四十二号〔平成15年〕の三ノハに指示されている28項目  
 2) 原水全40項目及び原水38項目については、飲用対象外のため『味』は未実施

## 水質管理目標設定項目

項目	目標値	備考
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	※
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下(暫定)	※
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L以下	※
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	※
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	※
トルエン	0.4mg/L以下	※
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	※
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	※
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	※
二酸化塩素	0.6mg/L以下	未使用のため検査対象外
亜塩素酸	0.6mg/L以下	*
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	*
抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	*
農薬類	検出値と目標値の比の和と して、1以下	
残留塩素	1mg/L以下	☆
カルシウム、マグネシウム(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	☆
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	☆
遊離炭酸	20mg/L以下	☆
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	☆
臭気強度(TON)	3以下	☆
蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	☆
濁度	1度以下	☆
pH値	7.5程度	☆
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0 に近づける	☆
従属栄養細菌	2,000cfu/mL以下(暫定)	
アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸(PDOA)	0.00005 mg/L以下(暫定)	

※・・・水質管理目標設定9項目

\*・・・水質管理目標設定(消毒副生成物)3項目

☆・・・おいしい水等の目標10項目

# 令和3年～令和5年度 浄水及び原水 集計表

令和7年度水質検査計画の策定は、令和4年度から令和6年度の過去3年間の水質検査結果等を考慮し作成しています。

令和6年度の集計については、住宅水道課にお問い合わせください。

浄水全項目 実績表

香春町 住宅水道課 浦松浄水場 浦松配水池系 柿下立石団地地区給水栓

項目	基準値 (mg/L)	RO3				RO4				RO5				1/2	1/5	1/10	最大値	備考
		4.8	7.8	11.1	1.13	4.14	7.14	10.13	1.12	4.13	7.13	10.12	1.18					
一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	省略不可
大腸菌	検出されないこと	検出しない					省略不可											
カドミウム及其化合物	0.003 以下	N.D																
水銀及其化合物	0.0005 以下	N.D																
セレン及其化合物	0.01 以下	N.D																
鉛及其化合物	0.01 以下	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001				0.002	
ヒ素及其化合物	0.01 以下	N.D																
六価クロム化合物	0.02 以下	N.D																
亜硝酸態窒素	0.04 以下	N.D					省略不可											
シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	N.D				0.8												
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6					
フッ素及其化合物	0.8 以下	N.D																
ボウ素及其化合物	1 以下	N.D																
四塩化炭素	0.002 以下	N.D																
1,4-ジオキサン	0.05 以下	N.D																
ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	N.D																
ジクロロメタン	0.02 以下	N.D																
テトラクロロエチレン	0.01 以下	N.D																
トリクロロエチレン	0.01 以下	N.D																
ベンゼン	0.01 以下	N.D																
塩素酸	0.6 以下	0.07	0.24	0.10	0.11	0.11	0.33	0.45	0.13	0.06	0.23	0.32	0.10				0.45	省略不可
クロロ酢酸	0.02 以下	N.D					省略不可											
クロロホルム	0.06 以下	0.015	0.024	0.008	0.008	0.015	0.036	0.033	0.012	0.015	0.028	0.013	0.008				0.036	省略不可
ジクロロ酢酸	0.03 以下	N.D	0.003	N.D	N.D	N.D	N.D				0.003	省略不可						
ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.004	0.003				0.004	省略不可
臭素酸	0.01 以下	N.D					省略不可											
総トリハロメタン	0.1 以下	0.024	0.036	0.015	0.015	0.024	0.052	0.047	0.020	0.024	0.038	0.026	0.016				0.052	省略不可
トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.008	0.012	0.005	0.008	0.009	0.014	0.012	0.007	0.008	0.011	0.006	0.005				0.014	省略不可
ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.007	0.009	0.005	0.005	0.007	0.013	0.011	0.006	0.007	0.008	0.009	0.005				0.013	省略不可
ブロモホルム	0.09 以下	N.D					省略不可											
ホルムアルデヒド	0.08 以下	N.D					省略不可											
亜鉛及其化合物	1 以下	N.D																
アルミニウム及其化合物	0.2 以下	N.D																
鉄及其化合物	0.3 以下	N.D																
銅及其化合物	1 以下	N.D																
ナトリウム及其化合物	200 以下	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8				8	
マンガン及其化合物	0.05 以下	7.1	7.3	6.7	7.3	7.1	7.7	6.9	7.3	7.1	6.1	7.4	7.6				7.7	省略不可
塩化物イオン	200 以下	58	61	56	57	56	64	52	56	59	50	58	64				64	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	117	114	102	101	108	103	101	103	107	93	119	110				119	
蒸発残留物	500 以下	N.D																
陰イオン界面活性剤	0.2 以下	N.D																
ジエオスミン	0.00001 以下	N.D																
2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	N.D																
非イオン界面活性剤	0.02 以下	N.D																
フェノール類	0.005 以下	N.D																
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.6	0.8	0.4	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6	0.8	0.5	0.5				0.8	省略不可
pH値	5.8-8.6	7.8	7.7	7.8	7.8	7.9	7.9	7.7	7.6	7.7	7.4	7.6	7.7				7.71	省略不可
味	異常でない	異常なし					異常なし											
臭気	異常でない	異常なし					異常なし											
色度	5 度以下	N.D	0.7	N.D	N.D	N.D	1	0.7	0.5	N.D	0.7	0.6	N.D				1	省略不可
濁度	2 度以下	N.D					省略不可											

ND ... 検出限界値未満



原水全項目 実績表

香春町 住宅水道課

浦松浄水場 第1水源(柿下斜坑)

項目	浄水での基準値 (mg/L)	R03		R04		R05		最大値
		5.13	180	5.12	5.18	89	5.18	
一般細菌	100個/mL以下	1.8未満	180	540	5.18	89	5.18	540
大腸菌(MPN)	検出されないこと	1.8未満	180	1.8未満	6.8	6.8	6.8	6.8
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
六価クロム化合物	0.02以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	0.3	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5
フッ素及びその化合物	0.8以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ホウ素及びその化合物	1.0以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
四塩化炭素	0.002以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
1,4-ジオキササン	0.05以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ジクロロメタン	0.02以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ベンゼン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.1	0.1	0.23	0.12	0.12	0.12	0.23
鉄及びその化合物	0.3以下	0.13	0.13	0.31	0.18	0.18	0.18	0.31
銅及びその化合物	1.0以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	6	6	6	5	5	5	6
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.041	0.041	0.19	0.1	0.1	0.1	0.19
塩化物イオン	200以下	4.5	4.5	5.0	4.4	4.4	4.4	5
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	33	33	34	32	32	32	34
蒸発残留物	500以下	96	96	96	88	88	88	96
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	0.000002	N/D	N/D	N/D	N/D	0.000002
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
非イオン界面活性剤	0.02以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
フェノール類	0.005以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
pH値	5.8-8.6	7.4	7.4	7.4	7.2	7.2	7.2	7.333333333
味	異常でない	—	—	—	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	異常なし	異常なし	異常なし	
色度	5度以下	6	6	12	8	8	8	12
濁度	2度以下	2.7	2.7	6.6	8.3	8.3	8.3	8.3

\* pHについては平均値

N/D ... 検出限界値未満

原水全項目 実績表

香春町 住宅水道課

浦松浄水場 第2水源(高野 浅井戸)

項目	浄水での基準値 (mg/L)	R03	R04	R05	最大値
一般細菌	100個/mL以下	12.9	12.8	12.14	
大腸菌(MPN)	検出されないこと	1100	260	1600	1600
カドミウム及びその化合物	0.003以下	23	240	94	240
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.002	0.002	0.002	0.002
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	N.D	N.D	N.D	
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.9	0.8	0.8	0.9
フッ素及びその化合物	0.8以下	N.D	N.D	N.D	
ホウ素及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキササン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.47	0.13	0.08	0.47
鉄及びその化合物	0.3以下	0.55	0.23	0.17	0.55
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	9	8	9	9
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.042	0.023	0.019	0.042
塩化物イオン	200以下	7.6	7.6	8.1	8.1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	79	84	87	87
蒸発残留物	500以下	148	178	153	178
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	
ジオオキシミン	0.00001以下	0.000003	0.000002	0.000002	0.000003
2-メチルインボルネオール	0.00001以下	N.D	N.D	N.D	
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	0.4	0.4	0.5	0.5
pH値	5.8-8.6	7.3	7.1	7.2	7.20
味	異常でない	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	異常なし	異常なし	
色度	5度以下	11	5	5	11
濁度	2度以下	8.1	3.2	3.3	8.1

\* pHについては平均値

N.D ... 検出限界値未満

原水全項目 実績表

香春町 住宅水道課

浦松浄水場 柿下水源(御祓川 伏流水)

項目	浄水での基準値 (mg/L)	検出値				
		R03	R04	R05	最大値	
一般細菌	100個/mL以下	5.13	5.12	5.18		
大腸菌(MPN)	検出されないこと	2300	320	900	2300	
カドミウム及びその化合物	0.003以下	240	7.8	4.0	240	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D		
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D		
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D		
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.002	0.001	0.002	0.002	
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D		
亜硝酸態窒素	0.04以下	N.D	N.D	N.D		
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.8	0.9	1.1	1.1	
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	0.09	0.10	0.1	
ホウ素及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D		
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D		
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D		
ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D		
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D		
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D		
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D		
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D		
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D		
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.21	N.D	0.09	0.21	
鉄及びその化合物	0.3以下	0.16	0.06	0.10	0.16	
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D		
ナトリウム及びその化合物	200以下	9	8	10	10	
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.040	0.041	0.053	0.053	
塩化物イオン	200以下	8.2	9.5	9.1	9.5	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	77	88	85	88	
蒸発残留物	500以下	152	179	166	179	
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D		
ジェオスミン	0.00001以下	N.D	N.D	N.D		
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	N.D	N.D	N.D		
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D		
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D		
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1.7	1.6	1.5	1.7	
pH値	5.8-8.6	7.4	7.3	7.2	7.30	
味	異常でない	—	—	—		
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭		
色度	5度以下	9	6	9	9	
濁度	2度以下	3.5	1.2	4.0	4	

\* pHについては平均値

N.D ... 検出限界値未満

原水全項目 実績表

香春町 住宅水道課

宮原水源(浅井戸)

項目	浄水での基準値 (mg/L)	R03		R04		R05		最大値
		5.13	2200	5.12	42	5.18	28	
一般細菌	100個/mL以下	11	ND	1.8未満	2.0	2200	11	
大腸菌	検出されないこと	ND	ND	ND	ND			
カドミウム及びその化合物	0.003以下	ND	ND	ND	ND			
水銀及びその化合物	0.0005以下	ND	ND	ND	ND			
セレン及びその化合物	0.01以下	ND	ND	ND	ND			
鉛及びその化合物	0.01以下	ND	ND	ND	ND			
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	
六価クロム化合物	0.02以下	ND	ND	ND	ND			
亜硝酸態窒素	0.04以下	0.009	0.009	ND	ND	0.009		
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	ND	ND	ND	ND			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.3	1.3	1.2	1.4	1.4	1.4	
フッ素及びその化合物	0.8以下	ND	ND	ND	ND			
ホウ素及びその化合物	1.0以下	ND	ND	ND	ND			
四塩化炭素	0.002以下	ND	ND	ND	ND			
1,4-ジオキサン	0.05以下	ND	ND	ND	ND			
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	ND	ND	ND	ND			
ジクロロメタン	0.02以下	ND	ND	ND	ND			
テトラクロロエチレン	0.01以下	ND	ND	ND	ND			
トリクロロエチレン	0.01以下	ND	ND	ND	ND			
ベンゼン	0.01以下	ND	ND	ND	ND			
亜鉛及びその化合物	1.0以下	ND	ND	ND	ND			
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.11	0.11	0.09	ND	0.11	0.11	
鉄及びその化合物	0.3以下	0.08	0.08	0.11	ND	0.11	0.11	
銅及びその化合物	1.0以下	ND	ND	ND	ND			
ナトリウム及びその化合物	200以下	8	8	10	8	10	10	
マンガン及びその化合物	0.05以下	ND	ND	ND	ND			
塩化物イオン	200以下	9.4	9.4	7.9	8.3	9.4	9.4	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	73	73	87	83	87	87	
蒸発残留物	500以下	158	158	167	164	167	167	
陰イオン界面活性剤	0.2以下	ND	ND	ND	ND			
ジェオスミン	0.00001以下	ND	ND	0.000002	ND	0.000002	0.000002	
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	ND	ND	ND	ND			
非イオン界面活性剤	0.02以下	ND	ND	ND	ND			
フェノール類	0.005以下	ND	ND	ND	ND			
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	0.6	0.6	ND	ND	0.6	0.6	
pH値	5.8-8.6	6.8	6.8	6.9	6.9	6.867	6.867	
味	異常でない	—	—	—	—	—	—	
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
色度	5度以下	3	3	ND	ND	3	3	
濁度	2度以下	1.7	1.7	ND	ND	1.7	1.7	

\* pHについては平均値

ND ... 検出限界値未満

浄水全項目 実績表

北九州市 上下水道局

井手浦浄水場 浄水全項目試験

項目	基準値 (mg/L)	R03					R04					R05					1/2	1/5	1/10	最大値	備考
		6.15	9.8	12.8	3.9	6.15	9.7	12.7	3.8	4.12	7.5	10.18	1.17	0	4.12	7.5					
一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	省略不可項目	
大腸菌	検出されないうこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1	省略不可項目	
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
水銀及びその化合物	0.0005 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
セレン及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
鉛及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
ヒ素及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
六価クロム化合物	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
亜硝酸態窒素	0.04 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
シアニドイオン及び塩化シアニ	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.42	0.56	0.49	0.33	0.47	0.63	0.5	0.46	0.51	0.58	0.3	0.33	0.33	0.58	0.07	0.05	0.012	0.58	省略不可項目	
フッ素及びその化合物	0.8 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
ホウ素及びその化合物	1 以下	0.007	0.007	0.009	0.009	0.01	0.012	0.009	0.008	0.008	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009			
四塩化砒素	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
1,4-ジオキサン	0.05 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
ジクロロメタン	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
トリクロロエチレン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
トリクロロエチレン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
ベンゼン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
塩素酸	0.6 以下	N.D	0.08	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.08	省略不可項目	
クロロ酢酸	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
クロロホルム	0.06 以下	0.009	0.011	0.006	0.004	0.016	0.013	0.008	0.006	0.007	0.009	0.010	0.004	0.004	0.016	0.01	0.002	0.002	0.016	省略不可項目	
ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.005	0.010	0.005	0.003	0.01	0.010	0.005	0.005	0.005	0.004	0.007	0.002	0.002	0.01	0.001	0.002	0.002	0.01	省略不可項目	
ジブロモクロロメタン	0.1 以下	N.D	0.001	N.D	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	省略不可項目	
臭素酸	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
総トリハロメタン	0.1 以下	0.013	0.017	0.009	0.008	0.025	0.022	0.013	0.011	0.012	0.014	0.018	0.010	0.010	0.025	0.01	0.003	0.007	0.003	省略不可項目	
トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	0.009	0.005	0.003	0.01	0.009	0.007	0.005	0.006	0.006	0.008	0.003	0.003	0.01	0.001	0.002	0.002	0.01	省略不可項目	
ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.004	0.005	0.003	0.003	0.007	0.007	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006	0.004	0.004	0.007	0.001	0.002	0.002	0.007	省略不可項目	
ブロモホルム	0.09 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.001	0.002	0.001	0.001	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.001	0.001	0.003	0.003	省略不可項目	
亜鉛及びその化合物	1 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.022	0.017	0.024	0.017	0.032	0.044	0.02	0.014	0.019	0.013	0.030	0.025	0.025	0.044	0.01	0.007	0.007	0.044	省略不可項目	
鉄及びその化合物	0.3 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
銅及びその化合物	1 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
ナトリウム及びその化合物	200 以下	6	5	7	7	7	7	6	6	7	6	7	7	7	6	7	7	7	7	省略不可項目	
マンガン及びその化合物	0.05 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
塩化物イオン	200 以下	8	7	9	9	10	9	8	9	9	10	9	9	9	10	9	9	10	10	省略不可項目	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	36	24	43	43	43	43	41	41	41	41	43	48	48	41	43	48	48	51	省略不可項目	
蒸発残留物	500 以下	68	50	82	82	82	82	82	86	82	71	92	94	94	82	71	92	94	94	省略不可項目	
陰イオン界面活性剤	0.2 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
ジエオスミン	0.00001 以下	0.000002	N.D	N.D	0.000002	0.000002	N.D	0.000001	N.D	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000002	省略不可項目	
2-メチルイソノルネオール	0.00001 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.000001	省略不可項目	
非イオン界面活性剤	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
フェノール類	0.005 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D			
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	省略不可項目	
pH値	5.8-8.6	7.2	7.2	7.3	7.4	7.3	7.4	7.4	7.4	7.2	7.0	7.1	7.4	7.4	7.0	7.1	7.4	7.4	7.28	平均値 省略不可	
味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		省略不可項目	
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		省略不可項目	
色度	5 度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D		省略不可項目	
濁度	2 度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D		省略不可項目	

ND ... 検出限界値未満